

令和8年度 安全装置等導入促進助成事業交付要綱

令和8年4月1日改訂
一般社団法人埼玉県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、事業用貨物自動車の安全性の向上を図るため安全装置を普及させることによりヒューマンエラーを解消し交通事故を撲滅するため、会員が当該装置を導入(中古品・リビルト品を除く)する際に装着費用の一部を助成することを定めるものとする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(用語)

第2条 本要綱における安全装置等の定義は、次のとおりとする。

(1)「後方視野確認支援装置」とは、前進時及び後退時の後方の視野が、当該運転席において容易に後方視野が確保(モニターにより)できる装置。

但し、「後方視野確認支援装置」は、新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合、故障等により代替としてモニター及びカメラを同時に買い換える場合、モニターかカメラのいずれかを買い換える場合に限る。

(2)「側方視野確認支援装置」とは、側面の視野が、当該運転席において容易に側方視野が確保(モニターにより)できる装置。

但し、車両総重量7.5t以上の事業用トラック又はトラクタの第5輪荷重が8.5t以上のトラクタ・トレーラの左側に装着した場合に限る。

(3)「側方衝突監視警報装置」とは、左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に視覚及び音により運転者に警報し、左折巻き込み事故を予防するための装置。

但し、車両総重量7.5t以上の事業用トラックに装着した場合に限る。

(4)「飲酒運転防止装置」とは、呼気中のアルコール濃度を測定し、その数値を表示及び記録・管理する装置をいう。

IT点呼、遠隔点呼認定機器のアルコールチェック機能を有するもの、アルコールインターロック装置も含む。

但し、国交省認定の自動点呼機器は自動点呼機器導入促進助成金にて助成するため、対象外とする。

(5)「トルク・レンチ」とは、ナットやボルトを適切な力で締め付けるための工具・測定器具をいう。

※メーカー、型式は問わない。

(6)「装着費用」とは、機器の価格並びに取付け費用を合わせたものをいう。

※但し、送料、消費税、クーポンやポイントで支払った額については、助成対象外とする。

(7)「導入」とは、購入又はリースによるものとする。

(8)「事業の完了」とは、装置の導入及び支払い又は契約の完了をいう。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる装置装着等は、会員が新たに購入(中古品・リビルト品を除く)し、埼玉県内に使用の本拠を有する事業用貨物自動車に装着又は県内の認可施設に設置するものとする。

2 対象期間は以下のとおりとする。

- ・装置装着は令和8年3月1日～令和9年2月末日とする。
- ・支払い、割賦販売契約、リース契約は令和8年3月1日～令和9年2月末日とし、令和9年3月5日までに実績報告書を提出する。(令和8年度分の助成数として取り扱う。)
但し予算に達した場合は、その時点で終了とする。
- ・支払いが令和9年3月1日～末日までの場合は令和9年4月9日までに実績報告書を提出する。(令和9年度以降も安全装置等装着助成金が継続していた場合は、令和9年度分の助成数として取り扱う。)
- ・支払いが令和9年4月1日以降のものについては、助成の対象外とする。
※先払い等で上記期間に該当していない事例につきましては、ご相談ください。

3 装置装着車両等は、装置導入後2年間は、使用の本拠を埼玉県内に置くものとする。

(助成の交付額)

第4条 助成金の交付額は、別表1、2、3による。

(助成対象数)

第5条 会員における助成対象数は、別表1、2、3による。

2 本年の助成数は、予算の範囲とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする会員は、別表4により申請書等を提出するものとする。

2 申請書提出の際には、協会で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員より申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合に以下のとおりにより助成金を交付するものとする。

- 1 購入の場合には会員に交付する。
- 2 リースの場合には会員又はリース会社に交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は交付対象となった装置が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該装置に係る助成金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。また、すでに会員又はリース会社に交付されている場合には、協会は期限を決めて会員又はリース会社にその返還を求めることができる。

- 1 会員が、装置導入後2年以内に、装置を譲渡、売却、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供したとき。(車輪脱落事故防止器具を除く)
但し、故障による交換、廃棄はその限りではない。
- 2 会員が、装置導入後2年以内に、装置の使用拠点を県外に移転したとき。
- 3 会員が、装置導入後2年以内に、協会を退会したとき。
- 4 会員が、会費を滞納したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

本要綱は、令和8年4月1日より実施する。